

生駒市条例第 27 号

生駒市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 30 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

生駒市病院事業の設置等に関する条例（平成 21 年 6 月生駒市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項に次の 1 号を加える。

(15) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める診療科目

附 則

この条例は、公布の日から施行する。